

武蔵野市保育料審議会傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、武蔵野市保育の実施に関する条例（平成24年12月24日条例第41号）の規定に基づき設置した武蔵野市保育料審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開原則）

第2条 審議会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする審議会の議決があったときは、この限りでない。

（傍聴人の定数）

第3条 審議会の会議の傍聴人の定数は、20人以内とする。

（傍聴の手続）

第4条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、審議会開催の前日までに、住所、氏名及び連絡先電話番号を明らかにしたうえで、子ども家庭部子ども育成課に申し込むものとする。

2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を限度として申込順とする

（傍聴席以外の入場禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則（平成19年8月武蔵野市規則第65号。以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる行為を行う者その他審議会の会長又は会長の職務を代行する者（以下「会長等」という。）が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 審議会の委員及び職員の指示に従うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、規則又はこの要領の規定に違反したときは、会長等はこれを制止し、従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。